

18201

福井県

福井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
福井市企業立地促進条例	H28. 4		
(I) 企業立地助成金		<p>◆対象地域:用途地域、市長が特に認める地域</p> <p>【製造業】</p> <p>◎基幹産業(繊維産業、化学産業、中核企業)</p> <p>[新設]</p> <p>A: 投下固定資産取得額※130 億円以上かつ新規雇用者等 50 人以上</p> <p>B: 投下固定資産取得額 30 億円以上かつ新規雇用者等 40 人以上</p> <p>C: 投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 30 人以上</p> <p>D: 投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 20 人以上</p> <p>E: 投下固定資産取得額 3 億円以上かつ新規雇用者等 10 人以上</p>	<p>A: 交付限度額: 8 億円 投下固定資産相当額※2×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p> <p>B: 交付限度額: 7 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p> <p>C: 交付限度額 6 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p> <p>D: 交付限度額 5 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p> <p>E: 交付限度額 3 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p>

		<p>F：投下固定資産取得額 3 億円以上かつ 新規雇用者等 5 人以上</p> <p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 1 億円以上かつ新 規雇用者等 3 人以上</p>	<p>F：交付限度額 2 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p> <p>○交付限度額：2 億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>* 基幹産業の場合 投下固定資産相当額×20%</p>
		<p>◆対象地域：用途地域、市長が特に認める 地域</p> <p>【成長産業】 (自動車関連産業、航空宇宙関連産業、I C T 関連産業、健康医療関連産業、エレ クトロニクス関連産業、ロボット関連 産業、農商工関連産業)</p> <p>[新設]</p> <p>A：投下固定資産取得額 30 億円以上かつ 新規雇用者等 50 人以上</p> <p>B：投下固定資産取得額 30 億円以上かつ 新規雇用者等 40 人以上</p> <p>C：投下固定資産取得額 10 億円以上かつ 新規雇用者等 30 人以上</p> <p>D：投下固定資産取得額 10 億円以上かつ 新規雇用者等 20 人以上</p> <p>E：投下固定資産取得額 3 億円以上かつ 新規雇用者等 10 人以上</p> <p>F：投下固定資産取得額 3 億円以上かつ 新規雇用者等 5 人以上</p> <p>G：投下固定資産取得額 5,000 万円以上 かつ新規雇用者等 3 人以上</p>	<p>A：交付限度額：8 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>B：交付限度額：7 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>C：交付限度額：6 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>D：交付限度額：5 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>E：交付限度額：3 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>F：交付限度額：2 億円 投下固定資産相当額×20%</p> <p>G：交付限度額：1 億円</p>

		<p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 5,000 万円以上かつ新規雇用者等 3 人以上</p>	<p>投下固定資産相当額×20%</p> <p>○交付限度額：2 億円</p> <p>投下固定資産相当額×20%</p>
		<p>【物流関連産業※4.3】</p> <p>[新設]</p> <p>○投下固定資産取得額 3 億円以上かつ新規雇用者等 5 人以上</p> <p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 1 億円以上かつ新規雇用者等 3 人以上</p>	<p>○交付限度額：2 億円</p> <p>投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額：1 億円</p> <p>投下固定資産相当額×10%</p>
(II) 研究開発施設 立地助成金及び 本社機能施設立 地助成金		<p>◆対象地域：用途地域、市長が特に認める地域</p> <p>【研究開発施設】</p> <p>[新設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 1 億円以上</p> <p>[移設]</p> <p>○投下固定資産取得額 1 億円以上</p>	<p>○交付限度額：2 億円</p> <p>投下固定資産相当額×20%</p> <p>○交付限度額：1 億円</p> <p>投下固定資産相当額×10%</p>
		<p>【本社機能施設】</p> <p>[新設・移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 5,000 万円以上かつ新規雇用者等 3 人以上</p>	<p>○交付限度額：2 億円</p> <p>投下固定資産相当額×10%</p>
		<p>○企業立地助成金、研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金該当企業</p> <p>○研究員として正規雇用者フルタイム</p>	<p>[新規雇用者]</p> <p>・80 万円</p> <p>[転属者]</p> <p>・40 万円</p> <p>○交付限度額：1 億円</p>
(III) 研究員雇用奨 励助成金			
(IV) 空き工場等活 用助成金		<p>◆対象地域：住居系以外の地域</p> <p>○製造業等の事業を営む企業</p> <p>○延べ床面積 500 ㎡以上で事前に登録している物件</p> <p>※ただし、市街化調整区域においては、開発許可が得られる製造業のみ</p>	<p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>交付限度額：1,000 万円</p> <p>○賃借料の 2 分の 1</p> <p>※賃貸借契約に基づく賃借費の支払い 1 年を過ぎた年から最長 3 年間</p> <p>○交付限度額：月額 20 万円</p>

(V) 中心市街地オフィス等立地助成金		<p>◆対象地域：中心市街地</p> <p>○市に事前に登録している、中心市街地に立地する空きオフィス（延べ床面積20㎡以上）にオフィスを新設すること</p> <p>○従業員2名以上</p>	<p>○賃貸料の2分の1（最大3年間）</p> <p>○限度額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員10人以下：10万円／月 ・従業員11人以上20人以下：20万円／月 ・従業員21人以上：30万円／月 <p>○新規雇用者1人につき、20万円</p> <p>○転属者1人につき、10万円</p>
(VI) 企業立地促進資金		<p>○融資限度額 （総事業費の8割を限度）</p> <p>新設：5億円以内 新設以外：2億円以内</p> <p>○融資期間 7年以上15年以内（据置1年以内を含む）</p> <p>○融資利率 （10年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証付：1.4% ・保証なし：1.9% <p>（10～15年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証付：1.7% ・保証なし：2.2% 	<p>○保証料×50% （保証協会利用時）</p> <p>○利子×50%（最初の3年間） （ただし、新設にて福井市企業立地促進条例の企業立地奨励制度の適用を受ける場合のみ）</p>

※1 ①土地取得費、②家屋課税台帳に記載された固定資産税評価額又は投下固定資産取得額のいずれか低い方の額、③償却資産課税台帳に記載された取得額又は投下固定資産取得額のいずれか低い方の額

※2 ①土地取得費、②家屋課税台帳に記載された固定資産税評価額又は投下固定資産取得額のいずれか低い方の額、③償却資産課税台帳に記載された取得額又は投下固定資産取得額のいずれか低い方の額

※3 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業等

18202

福井県

敦賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他特定業種 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
敦賀市企業立地促進要綱	H30.4.1 (改正)		
(I) 企業立地促進補助金		<p>◆市内全域</p> <p>【製造業】</p> <p>A：投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上</p> <p>B：投下固定資産額 3 億円以上かつ新規雇用者 15 人以上</p> <p>C：投下固定資産額 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A：3 億円</p> <p>B：1.5 億円</p> <p>C：1 億円</p> <p>*総交付限度額：9 億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【物流関連産業】</p> <p>A：投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上</p> <p>B：投下固定資産額 3 億円以上かつ新規雇用者 15 人以上</p> <p>C：投下固定資産額 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A：2.4 億円</p> <p>B：1.2 億円</p> <p>C：0.8 億円</p> <p>*総交付限度額：7.2 億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【情報サービス業】</p> <p>A：投下固定資産額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 10 人以上</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A：1.2 億円</p>

	<p>B : 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ新規雇用者 5 人以上</p>	<p>B : 0.8 億円</p> <p>*総交付限度額 : 3.6 億円</p>
	<p>◆市内全域 【試験研究所】</p> <p>○投下固定資産額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 5 人以上</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額 : 1.2 億円</p> <p>*総交付限度 : 3.6 億円</p>
	<p>◆市内全域 【植物工場】</p> <p>○投下固定資産額 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額 : 1.2 億円</p> <p>*総交付限度 : 3.6 億円</p>
(II) 特定地域企業立地促進補助金	<p>◆敦賀市産業団地 【製造業及び製造業の付随業務】</p> <p>◆敦賀市第 2 産業団地 【製造業、物流関連産業】</p> <p>A : 投下固定資産額 20 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上 (増設 25 人以上)</p> <p>B : 投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上 (増設 15 人以上)</p> <p>C : 投下固定資産額 3 億円以上かつ新規雇用者 15 人以上 (増設 10 人以上)</p>	<p>○投下固定資産額×20%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A : 4 億円</p> <p>B : 3 億円</p> <p>C : 1.5 億円</p> <p>*総交付限度額 : 12 億円</p>
(III) 雇用補助金	<p>○企業立地促進補助金、特定地域企業立地促進補助金のいずれかの交付指定を受けていること</p>	<p>○補助額 : 30~45 万円/人 (市外からの転入者は 45 万円)</p> <p>○交付限度額 : 4,500 万円</p>
(IV) 空き施設活用補助金	<p>○企業立地促進補助金の交付指定を受けていること</p> <p>○延床面積 600 m²以上 (情報サービス業は 200 m²以上)</p>	<p>○補助額 : 賃借料 3 年分×1/2</p> <p>○交付限度額 : 3,000 万円</p>

18204

福井県

小浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈地域未来投資促進法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 （農林漁業関連 5,000）	—			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
小浜市企業振興条例	H1.4	◆対象地域：工業専用、工業、準工業、農工、市長特認地域	
		【先端技術産業】 ○投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上 ※移設除く	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：1 億円
		【製造業】 ○投下固定資産額 30 億円以上かつ新規雇用者 50 人以上 ※移設除く A：投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上 B：投下固定資産額 3 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 C：投下固定資産額 3,000 万円以上かつ敷地面積 1,500 m ² 以上または建物面積 500 m ² 以上かつ新規雇用者	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3 億円 ・用地取得費：1 億円 ・事業所建設費＋償却資産取得費：2 億円 A：1 億円 B：1 億円 C：交付限度額：3,000 万円

		<ul style="list-style-type: none"> ・新設：5人以上 ・増設・移設：3人以上 	
		<p>【先端的農工商連携施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者10人以上 ○投下固定資産額3千万円以上かつ新規雇用者3人以上 <p>※新設除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×25% ○交付限度額：5,000万円 ○交付限度額：3,000万円
		<p>【情報サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額2,000万円以上かつ新規雇用者 ・新設：5人以上 ・増設・移設：3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000万円
		<p>【試験研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額3,000万円以上かつ新規雇用者 ・新設：5人以上 ・増設・移設：3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000万円
空き店舗等活用企業誘致モデル事業要綱	H18.4	<ul style="list-style-type: none"> ○情報サービス業を営む中小企業者 ○市外企業が市長の積極的な誘致を受け、空き店舗等を利用して、市内に新たに事業所を開設すること ○事業期間：最長3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ○改装費×10/10 ○交付限度額：300万円 ○賃借料×10/10 ○交付限度額 (操業開始時の雇用者数) ・10名未満：300万円 ・10名以上：500万円
創業チャレンジ事業補助金	H28.4	<ul style="list-style-type: none"> ○新規創業者であること ○金融機関から融資を受けること ※その他にも要件があります 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 改装費、賃借料等 ○交付限度額：10～40万円 ○補助率：1/2
空き工場等活用支援事業補助金	H27,7	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○先端的農工商連携施設 ○情報サービス業 ○試験研究所 ○空き工場等を活用し、投下固定資産2,000万円以上かつ延床面積500㎡以上かつ新規雇用者5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×1/2 ○A 全雇用者数39人以内：上限1,500万円 ○B 全雇用者数40～79人：上限2,000万円 ○C 全雇用者数80人以上：上限3,000万円

18205

福井県

大野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（企業立地促進法）		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 20,000 （農林漁業関連は 5,000）				
（過疎地域自立促進特別措置法）		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
大野市企業立地促進条例	S59.10	◆対象地域：工業、準工業、工業団地、工場適地、工業等導入地域 ◆対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業および運輸に付帯するサービス業、情報サービス業等	
（Ⅰ）企業立地助成金		〔新設〕 ○投下固定資産額 1 億円以上（用地除く）かつ新規雇用者 5 人以上 〔増設〕 ○投下固定資産額 5,000 万円以上（用地除く）かつ新規雇用者 5 人以上	○投下固定資産額（用地取得費を除く）×20% ○交付限度額：3 億円
（Ⅱ）工場等用地取得助成金		○用地取得面積 3,000 m ² 以上または建築面積 1,000 m ² 以上 ○用地取得後 3 年以内に操業開始かつ新規雇用者 5 人以上	○用地取得費×20% ○交付限度額：1 億円
（Ⅲ）借地助成金		○用地面積 3,000 m ² 以上または建築面積 1,000 m ² 以上 ○賃貸借契約締結日から 3 年以内に操業開始かつ新規雇用者 5 人以上	○年間賃借料×50%（5 年間） ○交付限度額：500 万円
（Ⅳ）雇用促進奨励金		○市内に工場等を建設 ○新規雇用者 5 人以上	○20 万円／人 ○交付限度額：3,000 万円

(V) 空き工場等 活用助成金		○市長が認めた空き工場等であること ○建築面積が 500 ㎡以上 ○取得又は賃借後 1 年以内に操業開始 かつ新規雇用者 5 人以上	〔取得〕	○取得費及び改修費×50% (用地 取得費除く) ○交付限度額：1,000 万円
			〔賃借〕	○年間賃借料×50% (5年間) ○交付限度額：500 万円
				○改修費×50% ○交付限度額：500 万円
(VI) 企業立地促 進資金融資利子補 給金		○福井県企業立地促進資金融資を受け ている事業者	○利子×50% (5年間) ○融資限度額：1 億円	

詳しくはこちら ([福井県大野市 企業立地ガイド](#))

18206

福井県

勝山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法に基づく 先進性を有する等、県の承認を受けた施設・設備の導入：2,000		課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく 本社機能の移転・拡充 ※詳細はお問い合わせください		不均一課税	固定資産税	3年間
生産性向上特別措置法に基づく 勝山市導入促進基本計画に合致する 償却資産の更新等		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
勝山市企業振興条例	S59.4 H31.4	◆対象地域：市内全域	
(I) 企業立地助成金	改正	製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 ※中分類、小分類、条件等は勝山市 HP で確認 ○投下固定資産額 3,000 万円以上	○土地建物取得費（空き工場含む）×20% ○その他経費（土地造成費、機械設備費、空き工場改修費等）×10% ○交付限度額 1 億円
(III) 雇用促進助成金		○(I) 企業立地助成金、(V) 空き工場等活用助成金に該当する企業	○50 万円/人 ○交付限度額：5,000 万円

18207

福井県

鯖江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈地域未来投資促進法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 （農林漁業関連 5,000）	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鯖江市企業立地 促進助成金	H17.4		
(I) 用地取得助 成金		【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】 ◆用途地域 ○面積要件 用地 2,000 m ² 以上または建築延べ面積 1,000 m ² 以上 ○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上	○用地取得費・造成費×30% ○交付限度額：1億円
		【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】 ◆用途地域以外 ○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m ² 以上または建築延べ面積 2,000 m ² 以上 〔増・移設〕 用地 2,000 m ² 以上または建築延べ面積 1,000 m ² 以上 ○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上	○用地取得費・造成費×15% ○交付限度額：1億円

		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 2人以上 〔増・移設〕 1人以上</p>	<p>○用地取得費・造成費×30%</p> <p>○交付限度額：1億円</p>
(II) 工場等建設 促進助成金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上または建物のみの投資額 1億円以上</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p>	○固定資産税額 2年分（工場・設備分）
		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○投下固定資産総額 2,000万円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 2人以上 〔増・移設〕 1人以上</p>	
(III) 空き工場等		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運</p>	○固定資産税額 2年分（土地・

活用助成金		<p>輸に付帯するサービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p>	工場・設備分)
		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット付随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○投下固定資産総額 1,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 2人以上 〔増・移設〕 1人以上</p>	
(IV) 環境整備助成金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に付帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上 〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p>	<p>○環境保全施設、防災保安施設整備費×30%</p> <p>○交付限度額：1,000 万円</p>
		【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット	○環境保全施設、防災保安施設

		<p>ット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者</p> <p>〔新設〕 2人以上</p> <p>〔増・移設〕 1人以上</p>	<p>整備費×30%</p> <p>○交付限度額：500万円</p>
(V)雇用促進奨励金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件</p> <p>用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者</p> <p>〔新設〕 5人以上</p> <p>〔増・移設〕 2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件</p> <p>〔新設〕</p> <p>用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>〔増・移設〕</p> <p>用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者</p> <p>〔新設〕 5人以上</p> <p>〔増・移設〕 2人以上</p>	<p>○初年度 20万円/人</p> <p>次年度 10万円/人</p> <p>※当該新規雇用者が障がい者であるときは、一人につき初年度 10万円、次年度 5万円を加算</p> <p>○交付限度額：1,000万円</p>
		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者</p> <p>〔新設〕 2人以上</p> <p>〔増・移設〕 1人以上</p>	
(VI)借地借家助成金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】</p>	<p>○年間賃借料の 50% (1回)</p> <p>○交付限度額：300万円</p>

	<p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 5人以上 〔増・移設〕 2人以上</p> <p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕 2人以上 〔増・移設〕 1人以上</p>	
(VII) 企業立地促進資金融資	<p>【製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット附随サービス業を営む市内中小企業者】</p> <p>○融資対象 A：工場等の建設および機械設備の取得に係る経費（ただし、投下固定資産総額が 5,000 万円以上のものに限る） B：工場等を建設するための用地の取得および造成に係る経費（ただし、当該用地取得後 6 ヶ月以内に建設工事に着手する見込みのあるものに限る）</p>	<p>○融資限度額：1 億円（土地、建物、機械等の設備資金の 80%以内）</p> <p>○利率：年 1.5%</p> <p>○期間：10 年（内据置 1 年含）</p>

18208

福井県

あわら市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（地域未来投資促進法）特定地域以外の地域		課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業及びその関連業種 5,000万円以上	—			
上記以外の業種 1億円以上				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容										
あわら市企業立地促進条例	H19.4	<p>◆対象地域：工専、工業、準工業、産業導入、市長特認地</p> <p>◆対象業種：製造業、情報関連産業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス、学術・開発試験研究機関</p>											
（Ⅰ）企業立地助成金		○投下固定資産総額1億円以上かつ新規雇用者又は転属者3人以上	<p>○助成対象経費×20%以内</p> <p>○交付限度額</p> <p>1 新規雇用者又は転属者が3人以上ある場合から支給する。</p> <p>2 新規雇用者等1人につき1,000万円を限度とし、3億円を上限とする。</p> <p>3 古屋石塚テクノパークについては、次の表の規定を適用する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>（雇用者数）</td> <td>（限度額）</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者等3人以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者等5人以上</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者等10人以上</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者等20人以上</td> <td>3億円</td> </tr> </table>	（雇用者数）	（限度額）	新規雇用者等3人以上	5,000万円	新規雇用者等5人以上	1億円	新規雇用者等10人以上	2億円	新規雇用者等20人以上	3億円
（雇用者数）	（限度額）												
新規雇用者等3人以上	5,000万円												
新規雇用者等5人以上	1億円												
新規雇用者等10人以上	2億円												
新規雇用者等20人以上	3億円												
（Ⅱ）雇用促進奨励金		○企業立地助成金対象事業者	<p>〔新規雇用者〕</p> <p>（1年目）30万円／年</p> <p>（2・3年目）10万円／年</p> <p>〔転属者〕</p> <p>（1年目）15万円／年</p>										

			(2・3年目) 5万円/年 ○交付限度額：1億円
(Ⅲ) 環境整備助 成金		○企業立地助成金対象事業者	○対象経費総額×30%以内 ○交付限度額：1億円

18209

福井県

越前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他特定業種 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
(Ⅰ) 企業立地促進 補助金	H18.	◆市内全域 【先端技術産業】 ○投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇 用者 10 人以上 【試験研究所】 ○投下固定資産 1 億円以上かつ新規雇 用者 10 人以上 【情報サービス業】 ○投下固定資産 3 千万円以上かつ新規雇 用者 10 人以上	○投下固定資産額×20% ○交付限度額：3 億円 (先端技術産業のうち市外からの新 設企業の場合 5 億円)
		◆工業、準工業、農工、特認地域 【一般製造業等】 A：投下固定資産 10 億円以上かつ新規雇 用者 30 人以上	○投下固定資産額×20% ○交付限度額：3 億円 (市外からの新設企業の場合 5 億円)
		B：投下固定資産 1 億円以上かつ新規雇 用者 10 人以上	○投下固定資産額×20% ○交付限度額：2 億円 (市外からの新設企業の場合 3 億円)
(Ⅱ) 地球環境に貢 献するモノづく り事業補助金	H24. 4	◆市内全域 【先端技術産業】【一般製造業等】 ○投下固定資産額 5,000 万円以上 ○新規雇用者 3 人以上	○投下固定資産額×20% ○交付限度額：2,000 万円 ○総限度額：6,000 万円
(Ⅲ) 持続的発展生 産設備増設等事 業補助金	H27. 10	◆市内全域 【一般製造業等-中小企業】 ○投下固定資産額 5,000 万円以上	○投下固定資産額×10% ○交付限度額：2,000 万円

		<p>※設備等の更新を含む</p> <p>○新規雇用者3人以上</p>	<p>○総限度額：6,000万円</p>
		<p>【一般製造業等-小規模企業者】</p> <p>○投下固定資産額2,000万円以上</p> <p>※設備等の更新を含む</p>	<p>○投下固定資産額×10%</p> <p>○交付限度額：1,000万円</p> <p>○総限度額：3,000万円</p>
(IV) 空き工場等活用助成金	H24.4	<p>◆市内全域</p> <p>【先端技術産業】【一般製造業等】</p> <p>【試験研究所】【情報サービス業】</p> <p>○延床面積600㎡以上</p> <p>○新規雇用者3人以上</p>	<p>○土地・建物の賃貸借費×50%</p> <p>・3年分</p> <p>・限度額：720万円（月額20万円）</p> <p>○土地・建物の取得費×20%</p> <p>・限度額：1,000万円</p>
(V) ホテル等立地補助金	H29.10	<p>◆第3期市中心市街地活性化基本計画で定める区域</p> <p>【旅館ホテル業】</p> <p>A：6億円以上かつ新規雇用者10人以上</p> <p>・平成34年3月31日までに着工される旅館又はホテルが対象</p>	<p>○建物建設費（建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事に限る）×20%</p> <p>・限度額：2億円（交付決定を受けられる回数は、宿泊施設につき1回に限る）</p>
		<p>B：3億円以上かつ新規雇用者3人以上</p> <p>・平成34年3月31日までに着工される旅館又はホテルが対象</p>	<p>○建物建設費（建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事に限る）×20%</p> <p>・限度額：1億円（交付決定を受けられる回数は、宿泊施設につき1回に限る）</p>
(VI) 環境・福祉施設等整備補助金	H27.10	<p>○(I)(II)(III)に該当する企業</p>	<p>○①生産施設面積×1,500円/㎡ または、環境・福祉施設等の整備に要した費用のいずれか少ない方</p> <p>②女性雇用促進施設整備費×1/2</p> <p>○交付限度額：①1,500万円</p> <p>②500万円</p>
(VII) 雇用促進補助金	H27.10	<p>○(I)(II)(III)(IV)(V)に該当する企業</p>	<p>○10万円/人</p> <p>※U・I・Jターン者：10万円加算</p> <p>※女性エンジニア：10万円加算</p> <p>○交付限度額：2,000万円</p> <p>((I)～(V)の交付限度額に加算分は含まない)</p>
(VIII) 今立工業団地立地企業支援補助金	H20.5	<p>○今立工業団地に立地する製造業</p> <p>○電力契約の新增設</p> <p>○新規雇用者 3人以上</p>	<p>○支払電気料×1/2（4年間）</p> <p>○交付限度額：60万円/月</p>

18210

福井県

坂井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
坂井市企業立地促進条例	H18.3		
(I) 企業立地促進助成金 〔新設〕		<p>◆テクノポート福井 【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業】 A：投下固定資産総額 10 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上（※コールセンター業の場合は 100 人以上） B：投下固定資産総額が 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上（※コールセンター業の場合は 100 人以上）</p>	<p>○投下固定資産総額×20% ○交付限度額 ・ A：5 億円 ・ B：3 億円</p>
		<p>◆テクノポート福井以外 【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業】 ○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p>	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】 ○投下固定資産総額×3～10% 【成長産業】 ○投下固定資産総額×5～10% ○交付限度額：1 億円</p>
		<p>◆テクノポート福井以外 【コールセンター業】 ○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p>	<p>○投下固定資産総額×10% ○交付限度額：1 億円</p>
(II) 事業施設設置費助成金 〔増・移設〕		<p>◆市内全域 【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業】 〔増設〕 ○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 3 人以上 〔移設〕 ○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p>	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】 ○固定資産税相当額×30～100% 【成長産業】 ○固定資産税相当額×50～100% ・増設：3 年間 ・移設：2 年間</p>
		◆市内全域	○固定資産税相当額×100%

		<p>【コールセンター業】</p> <p>[増設]</p> <p>○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p> <p>[移設]</p> <p>○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p>	<p>・増設：3 年間</p> <p>・移設：2 年間</p>
(Ⅲ) 用地取得費助成金	◆市内全域	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業】</p> <p>[増設]</p> <p>○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p> <p>[移設]</p> <p>○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p>	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】</p> <p>○土地取得費×3～10%</p> <p>【成長産業】</p> <p>○土地取得費×5～10%</p> <p>○交付限度額：5,000 万円</p>
	◆市内全域	<p>【コールセンター業】</p> <p>[増設]</p> <p>○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p> <p>[移設]</p> <p>○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p>	<p>○土地取得費×10%</p> <p>○交付限度額：5,000 万円</p>
	◆市内全域	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所、成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】</p> <p>○延べ面積 600 ㎡以上</p> <p>○新規雇用者 5 人以上（コールセンター業は 25 人以上）</p> <p>（成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業で U・I ターン者のみ雇用する場合は 3 人以上）</p>	<p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】</p> <p>○賃借料×1/4（3 年分）</p> <p>【成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】</p> <p>○賃借料×1/3（3 年分）</p> <p>○交付限度額：1,000 万円</p>
(Ⅳ) 空き施設活用助成金			
(Ⅴ) 雇用促進助成金		○企業立地促進助成金、用地取得費助成金、事業施設設置費助成金、空き施設活用助成金又は本社機能立地促進助成金のいずれ	○20 万円/人 (障害者は 40 万円/人)

		れかの適用認定を受けていること	
(VI) 本社機能立地 促進助成金	H28.4	<p>◆市内全域</p> <p>【本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】</p> <p>○新規雇用者5人以上 (U・Iターン者のみを雇用する場合は3人以上)</p>	<p>○投下固定資産総額×20% (本社機能の新設・拡充に係るのみを対象とする)</p> <p>○交付限度額：2億円</p>

18322

福井県

永平寺町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（地域未来投資促進法）		対象固定資産税の免除	土地・家屋・構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県基本計画同意日（H29.9.29）から5年以内に対象施設を設置 ・ 土地の取得日翌日から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設着手 ・ 課税年度から3年間適用
原則 10,000 万円以上 （農林漁業及びその関連業種については、5,000 万円以上）	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
永平寺町企業立地促進条例	H18.9	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象地域：工業地域、準工業地域、工場適地、工業導入地区、重点促進区域 ◆対象業種：製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業 ◆操業開始：用地取得後3年以内 	
（Ⅰ）用地取得助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得面積 3,000 m²以上 ○新規雇用者：3人以上 ○10年間転売禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得費×20% ○交付限度額：5,000万円
（Ⅱ）雇用促進助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得（借地）面積 3,000 m²以上 ○新規雇用者：3人以上 ○雇用期間：6ヶ月以上 	○人件費：30万円/人
（Ⅲ）施設設置助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得（借地）面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額：5,000万円以上 ○新規雇用者：3人以上 	○建物・構築物の固定資産税相当額（3年間）
（Ⅳ）機械設備等設置助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得（借地）面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額：5,000万円以上 ○新規雇用者：3人以上 	○機械設備等償却資産の固定資産税相当額（3年間）
（Ⅴ）環境施設整備助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○重点促進区域内で事業実施 ○用地取得（借地）面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額：5,000万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道施設整備費×30%（給排水設備等除く） ○交付限度額：5,000万円

		○新規雇用者：3人以上	
--	--	-------------	--

18404

福井県

南越前町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南越前町工業振興 条例	H17.1	◆対象業種：製造業	
(Ⅰ) 用地取得助成 金		○用地取得面積 8,000 m ² 以上または建築面積 1,500 m ² 以上 ○新規雇用者 30 人以上	○用地取得費×30% ○交付限度額：5,000 万円
(Ⅱ) 工場設置助成 金		○投下固定資本額 1 億円以上	○固定資産税相当額（初年度）
(Ⅲ) 雇用促進奨励 金		○敷地面積 8,000 m ² 以上または建築面積 1,500 m ² 以上 ○新規雇用者 30 人以上	○人件費 ・町内居住者：10 万円／人 ・町外居住者：5 万円／人 ○交付限度人数：50 人
(Ⅳ) 工場設置促進 助成金		○投下固定資本額 5,000 万円以上 ○用地取得面積 2,500 m ² 以上または建築面積 500 m ² 以上または新規雇用者 30 人以上	○固定資産相当額 ・初年度 100% ・2 年目 80% ・3 年目 50%
南越前町空き工場 等活用助成金交付 要綱	H23.12	◆対象業種：製造業、運輸業、卸売業、 小売業、植物工場型農業、 その他住民福祉向上または商 工業振興上必要と認める事業	町内の空き工場等を、売買により取得または賃借して活用する事業者 に助成
(Ⅰ) 取得		○延床面積 200 m ² 以上 ○新規雇用者 5 人以上かつ町内居住者 1/2 以上 ○操業開始後 10 年以上継続 ○取得後 1 年以内の操業	○売買契約額×(30%~80%) ○交付限度額：5,000 万円
(Ⅱ) 賃借		○延床面積 200 m ² 以上 ○新規雇用者 5 人以上かつ町内居住者 1/2 以上 ○操業開始後 10 年以上継続 ○賃借後 1 年以内の操業	○賃借料×50% ○交付限度額：月額 20 万円 (60 か月)

18423

福井県

越前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈地域未来投資促進法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 （農林漁業関連は 5,000）	—			
〈過疎地域自立促進特別措置法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700	—			
〈原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
越前町企業立地促進条例	H27.4		
（Ⅰ）用地取得補助金、建物建設・機械設備等設置補助金		【製造業、試験研究所等、情報サービス業等】 ○投下固定資産額9千万円以上 （情報サービス業は3,000万円以上） ○新規雇用者数10人以上 （うち町内者7人以上）	○投下固定資産額×1/3 ○交付上限額 3,000万円
（Ⅱ）雇用促進補助金	H27.4	○（Ⅰ）に該当する企業	○初年度 20万円/人 2年目 10万円/人 ○交付上限額 1,000万円

18442

福井県

美浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法）		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美浜町企業誘致条例	H18.4		
（Ⅰ）企業誘致助成金		<p>【製造業、運輸業】</p> <p>○投下固定資産額 3,000 万円以上</p> <p>○敷地面積 1,500 m²または建築床面積 500 m²</p> <p>○新規雇用者数</p> <p>A：2,000 万円～1 億円：5 人以上</p> <p>B：1～2 億円：10 人以上</p> <p>C：2 億円～4 億円：15 人以上</p> <p>D：4 億円～：30 人以上</p> <p>※新雇用者の 1/2 以上が美浜町内に住所を有すること</p>	<p>○投下固定資産額×25%</p> <p>○交付上限額 2 億円</p> <p>（町分譲団地に新設のみ 2 億円 その他は 1 億円）</p>
		<p>【ソフトウェア業、情報サービス業】</p> <p>○投下固定資産額 2,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者数</p> <p>A：2,000 万円～1 億円：5 人以上</p> <p>B：1～2 億円：10 人以上</p> <p>C：2 億円～4 億円：15 人以上</p> <p>D：4 億円～：30 人以上</p> <p>※新雇用者の 1/2 以上が美浜町内に住所を有すること</p>	
		<p>【試験研究所】</p> <p>○投下固定資産額 3,000 万円以上</p>	

		<p>○新規雇用者数</p> <p>A : 2,000 万円～1 億円 : 5 人以上</p> <p>B : 1～2 億円 : 10 人以上</p> <p>C : 2 億円～4 億円 : 15 人以上</p> <p>D : 4 億円～ : 30 人以上</p> <p>※新規雇用者の 1/2 以上が美浜町内に住所を有すること</p>	
<p>(Ⅱ) 雇用促進奨励金</p>		<p>○企業立地助成金の交付基準を満たしていること</p> <p>○美浜町内に住所を有している正規従業員</p> <p>○対象期間は操業開始から 2 年以内、12 月以上継続雇用した者を対象</p>	<p>○1 人当たり 100 万円</p> <p>○交付上限額 3,000 万円</p>

18481

福井県

高浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 ー その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
高浜町企業立地促進補助金交付要綱	平成 17 年 9 月制定 平成 18 年 3 月改正	◆対象業種：製造業、電気供給業、ガス供給業	
(I) 工場設置補助金	平成 18 年 11 月改正	○投下固定資産額 1 億円以上 ○敷地面積 5,000 m ² 以上 ○新規雇用者 10 人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000 万円
(II) 雇用促進補助金		○新規雇用者 10 人以上	○5 万円／人
(III) 緑化奨励補助金		○新規雇用者 10 人以上 ○敷地面積の 10%以上の緑地	○緑化工事費×30% ○交付限度額：500 万円

18483

福井県

おおい町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
おおい町企業振興 条例施行規則	H21.1	◆対象業種：製造業、先端的農商工連携施設等 (指定地域：サービス業、卸売、小売業)	
(Ⅰ) 企業立地助成 金		〔新設〕 A：投下固定資産総額 3 億円以上かつ新規 雇用者 15 人以上 B：投下固定資産総額 1 億 2,000 万円以上 かつ新規雇用者 10 人以上 C：投下固定資産総額 3,000 万円以上かつ 新規雇用者 5 人以上（敷地面積 1,000 m ² 以 上または建築面積 300 m ² 以上） 〔増設〕 ○投下固定資産額 1,000 万円以上かつ新規 雇用者 3 人以上 〔移設〕 ○投下固定資産額 1,000 万円以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額 ・新設A：3 億円 ・新設B：1 億円 ・新設C：3,000 万円 ・増設：3,000 万円 ・移設：3,000 万円
(Ⅱ) 借地助成金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企 業 ○用地面積 3,000 m ² 以上又は建築面積 1,000 m ² 以上	○用地賃借料×50%（5 年間） ○交付限度額：2,000 万円（5 年間計）
(Ⅲ) 雇用奨励助成 金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企 業	○50 万円/人 ○交付限度額：3,000 万円
(Ⅳ) 建設資金等利 子補給金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企 業	○借入金利子×50%（5 年間） ○交付限度額：3,000 万円（5 年間計）

18501

福井県

若狭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（地域未来投資促進法）		課税免除	固定資産税 ただし、構築物は、H32年1月1日以降に設置したものから対象外	3年間
新增設 10,000 （農林漁業関連及び関連業種（食品製造業等）は 5,000）	—			
（原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法）		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
若狭町企業振興条例	H21.7	【製造業および運輸業】 ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設] 5人以上 [増・移設] 3人以上 ○敷地面積 1,500 m ² 以上 又は 建築床面積 500 m ² 以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000 万円 （総交付限度額 3,000 万円）
		【情報サービス業】 ○投下固定資産額 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設] 5人以上 [増・移設] 3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000 万円 （総交付限度額 3,000 万円）
		【試験研究所】 ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設] 5人以上 [増・移設] 3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額 3,000 万円 （総交付限度額 3,000 万円）